

徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年七月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第二十五号

徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例の一部を改正する条例

徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例（平成二十四年徳島県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号を次のように改める。

六 震災時要援護者 災対法第八条第二項第十五号に規定する要配慮者のうち、震災が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「震災発生時等」という。）において特に援護を要するものをいう。

第三条第一項中「目指して、」の下に「誰一人取り残さないよう」を加える。

第十六条第二項中「震災が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「震災発生時等」という。）を「震災発生時等」に改める。

第十七条の見出し中「避難」を「避難等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 県民は、地域震災関連情報により、震災が発生するおそれを察知した場合は、当該地域震災関連情報を活用し、直ちに自らの安全を確保するための行動をとるよう心がけるものとする。

第六十二条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 県民は、地域震災関連情報により、震災が発生するおそれを察知した場合は、当該地域震災関連情報を活用し、直ちに自らの安全を確保するための行動をとるものとする。

第八十三条に次の一項を加える。

5 県は、市町村その他の関係者と連携して、被災者の早期の生活再建を図るため、個々の被災者の被災状況、生活環境等に係る課題に総合的に対応する体制を構築するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。